



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(政 令)

目次

○関税定率法等の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令(三六五)
○水質汚濁防止法の一部を改正する法
律の施行期日を定める政令(三六六)
○水質汚濁防止法施行令の一部を改正
する政令(三六七)

本号で公布された
法令のあらまし

- ◇関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施
行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第
三六五号)(財務省)
- 1 商品の名称及び分類についての統一システム
に関する国際条約に定める品目表の改正に伴う
関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分
類の改正に関し、関係政令の整備を行うことと
した。
 - 2 技術的制限手段を回避する装置等を提供する
行為を構成する物品の輸出してはならない貨物
及び輸入してはならない貨物への追加に伴い、
認定手続き等の規定の整備を行うこととした。
 - 3 この政令は、平成二十四年一月一日から施行す
ることとした。ただし、2については、平成二
十三年十二月一日から施行することとした。
- ◇水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令(政令第三六六号)(環境省)
- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二
十三年法律第七十一号)の施行期日を平成二十四年六月
一日とすることとした。
- ◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令
(政令第三六七号)(環境省)
- 1 水質汚濁防止法第五十三条第三項に規定する有害
物質貯蔵指定施設を定めることとした。(第四条
の四関係)
 - 2 有害物質貯蔵指定施設について、報告及び検
査の対象施設等として追加することとした。(第
八条関係)
 - 3 水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成
二十三年法律第七十一号、以下「改正法」という。)
の施行に伴い、所要の規定の整備を行うことと
した。
 - 4 この政令は、改正法の施行の日(平成二十四
年六月一日)から施行することとした。

政 令

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布
する。

御 名 御 璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百六十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)の一部の施行に伴い、及
び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(関税法施行令の一部改正)

第一条 関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第二号中「第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)」の下に「及び第二七一〇・二〇
号の一の(四)のAの(b)」を加える。

第三号まで「の下に、第十号又は第十一号」を加える。

第六十二号の第三号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十六第三項第四号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二号の十七第二号中「又は商品の形態」を「商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

七、関税率表第三〇五・三九号の二に掲げる貨物のうち、にしん（クルベア属のもの）、ぶり（セリオウ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノ属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロシアプス属のもの）

別表第二第六号中「第六五〇五・九〇号」を「第六五〇五・〇〇号の二」に改める。
関税割当制度に関する政令の一部改正

第五條 關稅釐金制度に關する政令(昭和三十六年政令第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第〇四〇一・三〇号」を「第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号」に改め、「第〇七一三・三三三号」の下に「第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号」を、「第〇七二三・五〇号」の下に「第〇七二三・六〇号」を加え、「第二二〇二・一〇号、第二二〇二・二〇号」を「第二二〇二・三〇号、第二二〇二・四一號、第二二〇二・四二號」に改める。

別表暫定法別表第一の番号の欄中「〇四〇・一・三」を「〇四〇・一・五」とし、「〇七・三・三」を「〇七・三・六五」として、に「二・〇〇二・〇〇」を「二・〇〇二・〇〇」を

三〇に改め、同表品名の欄中「落花生(いつて)」を「落花生(煎つて)」に改める。

(石油石炭税法施行令の一部改正)

第六條 石油石炭税法施行令(昭和五十三年政令第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「第二七〇・一九号の二」の下に「若しくは第三七〇・二〇号の二」を加える。

(經濟連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第七條 經濟連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五項中「第一七〇一・二一号の一の二」を「第一七〇一・二三号及び第一七〇一・二四号の一の二」に改める。

別表第三品目の欄中「第〇八〇三・一〇号の一」を「第〇八〇三・一〇号の一及び第〇八〇三・九〇号の一」に改める。

附則

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（関税法施行令第二条の改正規定を除く。）は、平成二十三年十二月一日から施行する。

財務大臣 安住 淳

内閣総理大臣 野田 佳彦

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名
御璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百六十六号

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年六月一日とする。

環境大臣 細野 豪志

内閣総理大臣 野田 佳彦

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

國事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百六十七号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第三項、第二十二條第一項及び第二十八條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。
 第四条の三の次に次の一条を加える。

(有害物質貯藏指定施設)

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第八條第一項中の設置者の下に(当該特定事業場から排出水を抽出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。)を加え、「第五條第一項第八号」を「第五條第一項第九号」と改め、同条第四項中を第五項とし、同条第三項(第一頁)を「第五條第二項」と改める。

[illegible]

業場」を、「処理施設」の下に、「有害物質貯蔵指定施設」を、「原料」の下に、「有害物質貯蔵指定施設」を、「貯蔵する物」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者（前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）又は設置者

であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

第十條第二号中「第十三條の二第一項」の下に「第十三條の三第一項」を加へ、同條第四号中「第十三條の三」を「第十三條の四」に改める。

附則

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

環境大臣 細野 豪志

内閣総理大臣 野田 佳彦